

日 時 平成23年3月15日(火) 午前10時 開 議

出席議員 (15人)

1番 大久保 朝 泰	2番 大 溝 雅 昭
3番 工 藤 俊 広	4番 工 藤 和 子
5番 工 藤 禎 子	6番 村 上 啓 二
7番 北 山 一 衛	8番 佐々木 隆
9番 後 藤 秀 憲	10番 山 田 鉦 一
12番 中 田 博 文	13番 斎 藤 直 文
14番 工 藤 賢 治	15番 福 士 幸 雄
16番 村 上 隆 昭	

欠席議員 (1人)

11番 鳴 海 泰 三

出席要求による出席者職氏名

市 長 鳴 海 広 道	副 市 長 玉 田 芙佐男
総務部長兼 選挙管理委員会事務局長 鳴 海 勝 文	企画財政部長 成 田 耕 作
健康福祉部長 兼福祉事務局長 齋 藤 繁 人	農林商工部長兼 バイオ技術センター所長 兼農業委員会事務局長 小田桐 正 樹
建設部長 三 浦 裕 寛	建設部理事 公営企業担当 角 田 祐 一
総務課長兼 検査指導監 永 田 幸 男	人事課長 沖 野 俊 一
企画課長 後 藤 善 弘	財政課長 工 藤 伸太郎
国保年金課長 福 士 勝 彦	高齢介護課長 山 口 幸 誠
農林課長兼 バイオ技術センター次長 工 藤 秀 雄	商工観光課長 松 井 良
上下水道課長 佐 藤 秀 悦	選挙管理委員会 委員長 乗 田 兼 雄
監査委員 廣 瀬 左喜男	教育委員会 委員長 篠 村 正 雄
教育長 横 山 重 三	教育部長 久 保 正 彦
社会教育課長兼 青少年相談センター所長 黒 瀧 清 隆	黒石病院 事業管理者 柿 崎 武 光

黒石病院
事務局 長 村元英美

黒石病院
事務局 次長 小林清一郎

会議に付した事件の題目及び議事日程

平成23年第1回黒石市議会定例会議事日程 第3号

平成23年3月15日(火) 午前10時 開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 報告第2号 平成22年度黒石市一般会計補正予算(第7号)について
- 第3 報告第3号 権利の放棄について
- 第4 報告第4号 権利の放棄について
- 第5 議案第4号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第5号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第6号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第7号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第8号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第9号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第10号 国土利用計画黒石市計画(第4次)の策定について
- 第12 議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第13 議案第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 議案第15号 平成22年度黒石市一般会計補正予算(第8号)
- 第17 議案第16号 平成22年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第18 議案第17号 平成22年度黒石市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第19 議案第18号 平成22年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第19号 平成22年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第21 議案第20号 平成22年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算(第2号)
- 第22 議案第21号 平成22年度黒石市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第22号 平成22年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算(第3

号)

- 第24 議案第23号 平成22年度黒石市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第24号 平成23年度黒石市一般会計予算
- 第26 議案第25号 平成23年度黒石市国民健康保険特別会計予算
- 第27 議案第26号 平成23年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算
- 第28 議案第27号 平成23年度黒石市姥懐霊園墓地特別会計予算
- 第29 議案第28号 平成23年度黒石市介護保険特別会計予算
- 第30 議案第29号 平成23年度黒石市観光施設事業特別会計予算
- 第31 議案第30号 平成23年度黒石市簡易水道特別会計予算
- 第32 議案第31号 平成23年度黒石市温泉供給事業特別会計予算
- 第33 議案第32号 平成23年度黒石市農業集落排水事業特別会計予算
- 第34 議案第33号 平成23年度黒石市土地取得特別会計予算
- 第35 議案第34号 平成23年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算
- 第36 議案第35号 平成23年度黒石市水道事業会計予算
- 第37 議案第36号 平成23年度黒石市下水道事業会計予算
- 第38 議案第37号 平成23年度黒石市中川財産区会計予算
- 第39 議案第38号 平成23年度黒石市上十川財産区会計予算
- 第40 議案第39号 平成23年度黒石市追子野木財産区会計予算
- 第41 議案第40号 平成23年度黒石市温湯財産区会計予算
- 第42 議案第41号 平成23年度黒石市袋財産区会計予算
- 第43 議案第42号 副市長の選任について

出席した事務局職員職氏名

事務局 長 境 裕 康
次 長 三 上 亮 介
主幹兼議事係長 太 田 誠
議事係主査 山 谷 成 人

会議の顛末

午前10時03分 開 議

◎副議長（佐々木隆） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

◎副議長（佐々木隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

4番工藤和子議員、12番中田博文議員を指名いたします。

◎副議長（佐々木隆） 日程第2 報告第2号 処分第2号 平成22年度黒石市一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

◎企画財政部長（成田耕作） 報告第2号は、専決処分事項の報告及び承認についてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、ワクチン接種緊急促進事業に係る経費の計上に伴い、平成22年度黒石市一般会計補正予算（第7号）を2月1日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

処分第2号は、平成22年度黒石市一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

平成22年度黒石市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ989万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ157億5,699万3,000円にしたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

5ページをお開き願います。

歳入でございますが、14款県支出金、2項県補助金で、989万5,000円を追加し、補正後の額を4億8,990万8,000円にしたものでございます。子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金でございます。

6ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款総務費、1項総務管理費では、1,207万1,000円を減額し、補正後の額を14億8,048万3,000円にしたものでございます。財政調整基金積立金の減でございます。4款衛生費、1項保健衛生費では、2,196万6,000円を追加し、補正後の額を8億4,815万6,000円にしたものでございます。2目予防費であります。予防接種委託料が主なものでございます。以上でございます。

◎副議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 子宮頸がん等のワクチンの問題なんですけれども、子宮頸がんワクチンしか私ちょっと情報を得ていないんですけれども、ほとんどワクチンがなくて、7月、8月ごろだとしていうふうに医療機関に言われたということもあって、そうすると、3月までに何とか受けてくださいと。そうすると、来年度もつながりますよというふうな、そういうチラシを出していますので、それに今度、来年度しかやれないってというような状態もあるので、周知をすべきじゃないかなあと思ってるんですけれども、それらの準備というかお考えはどうでしょうか。

◎副議長（佐々木隆） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長（齋藤繁人） 4月1日の広報に掲載する予定でございます。以上です。

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第3 報告第3号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

以上で、報告第3号 権利の放棄についてを終わります。

◎副議長（佐々木隆） 日程第4 報告第4号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

以上で、報告第4号 権利の放棄についてを終わります。

◎副議長(佐々木隆) 日程第5 議案第4号 黒石市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第6 議案第5号 黒石市特別職の職員の給料等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第7 議案第6号 黒石市一般職職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第8 議案第7号 黒石市国民健康保険条例の一部を改正する条例
制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第9 議案第8号 黒石市農業集落排水処理施設条例の一部を改正
する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番(工藤禎子) 委員会の予算の時点では少額でもありましたし、反対はしませんでしたけれども、条例案は下水道と同じ内容で条例改正ささるわけなので、反対するものであります。

◎副議長(佐々木隆) 7番。

◎7番(北山一衛) この会計は、収入面で見ますと、受益者負担が大変低い状況でございます。

この値上げしたといたしましても、それほど差し支えない。ただ、やはり市内全域の広域性を考えるならば、やはり均一な料金体系が望ましいということで、私は賛成するものであります。

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(佐々木隆) 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第10 議案第9号 黒石市下水道条例の一部を改正する条例制定
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議がありますので、起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

◎副議長(佐々木隆) 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第11 議案第10号 国土利用計画黒石市計画(第4次)の策定
についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

◎企画財政部長(成田耕作) 議案第10号は、国土利用計画黒石市計画(第4次)の策定につ
いてでございます。

国土利用計画法第8条第1項及び第3項の規定に基づき、黒石市の区域における国土の利用
に関する基本的事項について策定するものでございます。

1ページをお開き願います。

前文でございますが、この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、黒石市の区域に
おける国土の利用に関する基本的事項について定める計画であり、青森県国土利用計画を基本
とし、地方自治法第2条第4項の規定による基本構想(第5次黒石市総合計画)に即したもので
ございます。

2ページをお開き願います。

まず、市土の利用に関する基本構想であります。市土の利用は、公共の福祉を優先させ、
自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ること

を基本理念としております。

6 ページをお開き願います。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地区別の概要でございますが、まず、目標年次を平成30年までの8年間、人口推計などを加味した規模の目標でございます。自然的、社会的、歴史的諸条件を勘案し、四つに区分いたしました。都市機能が集積する東・中部・西部地区、交通の要衝である浅瀬石・追子野木地区、農村風景が広がる牡丹平・北・上十川・六郷地区、森林に囲まれた山形地区として、それぞれの特徴とその特性を生かした土地の有効利用についての目標を掲げております。

10 ページをお開き願います。

前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要についてでございますが、公共の福祉の優先、国土利用計画法の適切な運用、地域整備施策の推進においては、生活・生産基盤を含めた総合的な環境の整備。国土の保全と安全性の確保においては、森林管理の基礎的条件の整備、市街地の安全性の確保。環境の保全と美しい国土の形成においては、循環型社会の形成、遺跡・文化財の保護、野生生物の生息・育成など。土地利用の転換の適正化では、低未利用地の有効活用、優良農用地の確保など。土地の有効利用の促進では、農用地の利用集積、良好な道路景観、環境の形成など。多様な主体による国土管理の推進では、地域への愛着、国土の管理に対する関心の喚起。国土に関する調査の推進及び成果の普及啓発においては、基礎的な土地調査の推進と結果の普及及び啓発。指標の活用などで構成されております。以上でございます。

◎副議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第12 議案第11号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長(鳴海広道) 議案第11号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字山形町138番地

氏 名 水 上 慶 吾

生年月日 昭和30年2月15日

略歴は別記のとおりであります。以上であります。

降壇

◎副議長(佐々木隆) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第13 議案第12号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（鳴海広道） 議案第12号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字上町3番地

氏 名 鳴 海 浩 二

生年月日 昭和35年10月15日

略歴は別記のとおりであります。

降 壇

◎副議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第14 議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登 壇

◎市長（鳴海広道） 議案第13号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市大字三島字宮元104番地

氏 名 廣 瀬 弘 美

生年月日 昭和22年4月2日

略歴は別記のとおりであります。

降 壇

◎副議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第15 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（鳴海広道） 議案第14号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてありますが、人権擁護委員として人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を推薦したいので、市議会の意見を求めるものであります。

住 所 黒石市追子野木二丁目111番地1

氏 名 葛 西 忍み子

生年月日 昭和29年2月6日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

◎副議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第16 議案第15号 平成22年度黒石市一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第17 議案第16号 平成22年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第18 議案第17号 平成22年度黒石市老人保健特別会計補正
予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。
討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第19 議案第18号 平成22年度黒石市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第20 議案第19号 平成22年度黒石市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長（佐々木隆） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（佐々木隆） 日程第21 議案第20号 平成22年度黒石市温泉供給事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第22 議案第21号 平成22年度黒石市農業集落排水事業特別
会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第23 議案第22号 平成22年度黒石市国民健康保険黒石病院
事業会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長(佐々木隆) 日程第24 議案第23号 平成22年度黒石市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎副議長（佐々木隆） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時37分 休憩

（副議長退席・議長着席）

午前10時39分 開議

◎議長（斎藤直文） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25 議案第24号 平成23年度黒石市一般会計予算から、日程第42 議案第41号 平成23年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて18件を一括議題といたします。

本案については、予算特別委員会委員長から別紙の報告書が提出され、お手元に配付しておきましたので、御報告いたします。

これより、議案第24号から議案第41号まで、順次質疑、討論、採決いたします。

議案第24号 平成23年度黒石市一般会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 23年度一般会計予算に反対するものであります。

反対理由の一つ、市税の徴収方法の問題です。滞納している方に分納の金額が安いとかで分納が認められないということになると、差し押さえという形になります。払う意思がある人については、差し押さえの手段をとるべきではないというふうに思います。

二つ目は、生活保護の基準の切り下げについてであります。最低賃金や年金、住民税の課税基準など、国民生活全体に保護基準が下がることは影響するというのは周知のことと思います。

それで内容の一つは、老齢加算の問題であります。母子加算も一たん削減されましたが、母子加算は復活をいたしました。ところが、まだ老齢加算は復活できていません。昨年の6月の福岡高裁で、これは生存権裁判と呼んでるんですが、憲法第25条、生活保護法第56条に基づき、老齢加算の減額・廃止は基本的人権を侵害し違法だという判決が出ています。それを厳守していないという状況がまずあります。

三つ目は、公的年金や手当の支給削減が反映される予算となります。国民年金を初め、厚生年金、共済年金、障害者年金、遺族年金など、すべての公的年金の支給額が削減されます。例えば、国民年金で満額の6万6,000円受給しているとすれば、月額約2,600円、年で約31,200円減ることになります。さらに、児童扶養手当、障害児福祉手当、それから被爆者の医療特別手当などの各種手当も削減される内容になっているからです。

四つ目は、ごみ袋の有料化の問題ですが、導入したときの価格、あるいは位置づけということがあったにしろ、その後、市民もごみ問題については努力もし、分別やリサイクルも一定の成果があることから、ごみの有料化の料金で図ることではなく、一般会計全体が頑張っただけで黒字になっているわけですから、そういう中で近隣と同じように半額くらいの削減というのは、そろそろ妥当な話ではないかというふうに思っていますので、以上の点で反対するものです。

◎議長（斎藤直文） 12番。

◎12番（中田博文） 私は、議案第24号 平成23年度黒石市一般会計予算に賛成するものであります。

依然として国の動向や経済状況が先行き不透明、特に地方にあっては景気が疲弊しきっており、不況の影響で市税収入の落ち込みが2.9%減にもなり、ましてや連結決算に伴い、各企業会計への補助金増などにより、財政調整基金を取り崩してはいるものの、各種施策については順位づけを明確にし、市民のニーズにこたえるべく広範囲にまたがってきめ細かな措置であると思います。ましてや今後の財政運営計画を見据えた予算ともなっております。さらに、第5次黒石市総合計画基本構想に沿って、堅実な中にもふんだんに新たなる取り組みが盛り込まれた予算でもあると思います。

また、歳入環境が厳しい状況にありながら、平成20年・21年度と2年連続で10億円の黒字決算となったことは、市長みずから財政再建を最重要課題としてとらえ、ぶれることなく政治生命をかけ、これまで実施してきた行財政改革の成果が如実に実を結び、一般会計が徐々に健全化に向かっていることを意味しております。

市民文化会館再開については、今年度はめどはないわけではありますが、早い時期の再開を市民が望んでいることと、下水道料金の値上げも上程されております。黒石市の明るい未来のため

めには、万やむを得ずであり、市民の生活を考えるとき、我々も苦しい選択ではありますが、些少の負担をお願いすることもつけ加えるものであります。

平成23年度黒石市一般会計予算は、市民生活に直結する大事な予算であり、停滞は許されないのであります。よって、この予算は評価できるものであります。

以上のことから、私は、この一般会計予算案に賛成するものであります。

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（斎藤直文） 議案第25号 平成23年度黒石市国民健康保険特別会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 平成23年度国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

私は、国保問題について、これまでも値上げをしないために一般会計からの繰り入れを求めたり、引き下げを要求したり、一人一人の実態のもと申請減免を積極的に行うこと、無保険の状態をなくすることや法的にも有効な医療費の一部負担軽減などを主張してきました。国民健康保険は戦前からありましたが、全国で国民皆保険として確立したのは1961年度です。そして、国の財政難を口実に80年代臨調行革のもと、1984年に国庫負担を切り下げたため、国保税は各地で大幅値上げ、連続値上げという中で滞納者が続出しました。当時の厚生省は、「滞納と給付は別」と答弁していましたが、その後、滞納者に特別の事情がない限りとして、資格証明書、短期保険証の発行で保険証を取り上げる制度をつくりました。保険証がなく医者にかかれず、手おくれで亡くなる方が全国で後を絶ちません。払いきれない保険税のため滞納が広がり、差し押さえをするなどの徴税攻勢も激しくなっています。国保は、共済や社保などの以外が入っている国民皆保険ですから、所得の低い層も多いわけです。国がその責任を捨てて、国庫負担を切り下げてきたため、市民も高い国保税に苦しんでいます。

そこで反対理由の一つであります。資格書、短期保険証は交付をやめ、できるだけ保険証を

交付することです。とりわけ、短期証は745世帯と交付率は10市でトップの6割です。つがる市は、昨年の6月時点ではありますが218件です。国保世帯は黒石より1,000世帯余り多い7,800世帯です。つまり、保険証がない事態をできるだけ回避しているのです。2枚の便せんにびっしり書いた手紙が、父と2人で暮らしているという20代の女性から寄せられました。短期保険証を渡すので取りに来てくださいと通知があったので行ったら、滞納があるから渡せないと笑って言われた。父はたまにしか仕事がない。自分は就職が見つかったが、健康診断を受けるのに保険証がない、助けてくださいというものでした。

二つ目の理由は、差し押さえの問題です。銀行に行ったら引き落とされていて、詐欺に遭ったのではないかとびっくりした。親戚の人に見てもらったら、市役所に取りられたんだとわかった。高齢のひとり暮らしの方は、字が読めませんでした。市役所は何回も督促や告知をしていると言いましたが、本人とは会っていません。また、農業収入が入って農協に経費を払おうと思ったら全部引き落とされていた。市役所に行ったが聞き入れてもらえず、人から借りて40万余りのお金を農協に納めた。一般質問の答弁にもありましたように、滞納の実情、生活実態に即した対応に欠けている部分があるということが二つ目の問題です。

三つ目は、国保税の引き下げは可能だということです。一般質問でも述べたように、今、全国で値下げの運動や世論が広まり、1世帯当たり1万円、あるいは5,000円、3,000円、2,000円という自治体もありますが、住民の負担軽減にこたえています。黒石でも2億7,000万円余の黒字がありますから、1世帯当たり1万円でも6,000万円でも可能ですし、仮に22年度のペナルティーがなくなったわけですから、それで2,400万円を当てにしないものとしてそれを考えても、1世帯当たり4,000円も確実に引き下げることが可能なわけです。大溝議員も国保税が高い位置にあることや重税感があるということを浮き彫りにしました。しかし、値下げの意思がないということでもあります。

四つ目、申請減免や44条の医療費の一部負担軽減措置の宣伝が周知、徹底していないこと。滞納状況を見ても、特に黒病の未収金を見ても該当者がいないはずはありません。その作業をほとんどやっていないと。

それから五つ目は、介護も含めた支援分の限度額が今度73万円から77万円と4万円引き下がる内容もこれから出てきます。

そういう点で反対するものであります。

◎議長（斎藤直文） 3番。

◎3番（工藤俊広） 私は、議案第25号 平成23年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

国では、平成25年度に大規模な医療制度改革を実施する予定ですが、後期高齢者医療制度

廃止後の新たな医療制度の実施時期もいまだ流動的な情勢となっているほか、青森県国民健康保険広域化等支援方針策定により、事業運営が県単位になるなど、国民健康保険を取り巻く環境も大きく変化する見込みです。当市の国民健康保険事業も、景気の急速な悪化に伴う倒産、解雇などによる保険税収入の落ち込みや団塊の世代が国民健康保険へ移行、増加。

また、高度化する医療技術の進歩に伴う医療費の増加などにより、厳しい事業運営を強いられている中で、非自発失業者への保険税軽減措置や保険税率の据え置き、さらには特定健康診査の充実を図りながら、国民健康保険事業の安定化に努めているところです。

したがって、私は、平成23年度黒石市国民健康保険特別会計予算に賛成するものであります。

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（斎藤直文） 次に、議案第26号 平成23年度黒石市後期高齢者医療特別会計予算から、議案第34号 平成23年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計予算まで、合わせて9件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第26号から議案第34号まで、合わせて9件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第26号から議案第34号まで、合わせて9件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第26号から議案第34号まで、合わせて9件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第34号まで合わせて9件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長(斎藤直文) 議案第35号 平成23年度黒石市水道事業会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(斎藤直文) 質疑を終わります。

討論に入ります。10番。

◎10番(山田鉦一) 私は、平成23年度黒石市水道事業会計予算に反対するものです。

補助金をもらえる工事4,800万円の3分の1の1,600万円も補助金がつくわけです。これをもらわないで急いで工事をする理由が見つかりません。11日に起きた東北地方太平洋沖地震においても、水道本管はびくともしていません。赤水が出たということですが、これは本管の洗浄、つまり泥吐きをすれば済むわけです。23年度に耐震化工事の計画を立てて粛々と工事を進めればいいわけです。1,600万円もの持ち出しをすることは大変残念です。水道使用者に対し、議員としても大変申しわけなく思います。

よって、平成23年度黒石市水道事業会計予算に反対します。

◎議長(斎藤直文) 7番。

◎7番(北山一衛) 私は、議案第35号 平成23年度黒石市水道事業会計予算に賛成するものであります。

平成23年度の水道事業会計予算は、老朽化した施設全体の整備計画を盛り込んだ水道事業基本計画策定や漏水調査業務など、経営効率化に積極的に取り組むことで安全で安心、安定した給水を確保しようとするものであり、人口減少や節水意識の浸透で給水収益が減少する中、現状での可能な最大限の努力を認めることができるものとして評価するものであります。

また、災害が来てからでは遅いわけでございます。今できるのであれば早急に整備し、八戸の水道問題もでございます。ですから、できる限り早く整備を望むものであります。

よって、私は、平成23年度黒石市水道事業会計予算に賛成するものであります。

◎議長(斎藤直文) 5番。

◎5番(工藤禎子) 23年度の水道会計予算に賛成するものであります。

私は、北山議員とも似たような似ていないようなところもあるわけですがけれども、やはりね、

飲み水ということは、生きる基本的な問題です。ですから、安全な水をいち早く供給するという点から見れば、その赤さびの中でおいがしたり、濁ったりしているという水があるとすれば、やはりね、これは最優先に取り除かなければならないというのは当然のことだというふうな観点から、賛成するものであります。

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（斎藤直文） 議案第36号 平成23年度黒石市下水道事業会計予算、委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。5番。

◎5番（工藤禎子） 下水道事業会計予算に反対するものであります。

努力は大変わかります。一般会計からも5億円の繰り入れをし、水道会計からも6億、下水道が円滑な運営をできるようにと。また、当初の値上げよりも下げたということもあるんですけども、やはり私はそもそもこの事態になったのはというと清藤市長までさかのぼるんですけども、やっぱり過大な設備投資を優先したために、そしてまた、一般会計からの繰り入れが少なかったことの積み重ねで、やはり行政の失態でこのようになってきているというふうに思います。

それで、実際に下水道の料金そのものが近隣や10市に比較しても、2番目ととっても、1番目は田舎館村なんですけれども、20立方で3,870円、黒石は3,861円ですから、9円しか変わらない、同じような高い状態で、弘前市と比べたら1,123円も高いというような状況ですから、やはり値上げでこれ以上市民がですね、苦しまないようにと。上水道も高いし、国保税も高いしということでは、幾らかでも軽減すべきということで、もっと行政の努力をすべきだという点から反対するものであります。

◎議長（斎藤直文） 1番。

◎1番（大久保朝泰） 私は、議案第36号 平成23年度黒石市下水道事業会計に賛成するも

のであります。

本予算は、下水道事業会計の厳しい財政状況を十分認識し、使用料値上げによる増収のほか、徹底した経費の節減等により、一般会計からの繰入金のみに頼らないことを基本に編成されたものであります。

また、使用料の値上げは、平成21年度に策定された経営健全化計画では12%で計画されていたものを、長引く景気低迷の中での負担増であることから、市民の理解を得られるよう必要最小限の9.4%改定としております。この予算は、下水道事業を継続していくために、現状での可能な最大限の努力を認めることができるものとして評価するものであります。

したがって、私は、平成23年度黒石市下水道事業会計に賛成するものであります。

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

本案は起立により採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

◎議長（斎藤直文） 起立多数であります。

よって、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議長（斎藤直文） 次に、議案第37号 平成23年度黒石市中川財産区会計予算から、議案第41号 平成23年度黒石市袋財産区会計予算まで、合わせて5件を一括して質疑、討論、採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 御異議なしと認め、議案第37号から議案第41号まで、合わせて5件を一括して質疑、討論、採決いたします。

議案第37号から議案第41号まで、合わせて5件に対する委員長報告は原案可決であります。

質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（斎藤直文） 討論を終わります。

議案第37号から議案第41号まで、合わせて5件は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第41号まで合わせて5件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎議長(斎藤直文) 日程第43 議案第42号 副市長の選任についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長(鳴海広道) 議案第42号は、副市長の選任についてであります。黒石市副市長として次の者を選任したいので、市議会の同意を得るため提案するものであります。

住 所 黒石市境松二丁目164番地

氏 名 玉 田 芙佐男

生年月日 昭和20年10月15日

略歴は別記のとおりであります。

降壇

◎議長(斎藤直文) お諮りいたします。

本案については委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(斎藤直文) 御異議なしと認め、委員会の付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

副市長の選任について、同意を求めるのは、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(斎藤直文) 御異議なしと認めます。

よって、本案はこれに同意することに決しました。

◎議長(斎藤直文) 以上で、今期定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。
閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げたいと思います。

私は、平成19年5月、議員各位の御推挙によりまして、議長に就任させていただきました。
安全で安心して暮らせる黒石市の実現と、さらなる市民福祉の向上に向け、公正・的確な議会運営を第一に心がけてまいりました。

顧みますと、4年間、浅学非才ながら議長職を務めることができましたことは、ひとえに議

員各位の御協力と市長を初め、理事者の御理解ある御指導、御鞭撻のたまものであり、この場をお借りいたしまして、衷心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

私ども議員は、4月24日に、市議会議員選挙が予定されており、市民の審判を受けることとなります。私は今期をもって議員を卒業させていただきますが、立候補を予定している方々は、市民の厚い信頼を受けて、再びこの議場で御活躍されることを祈念いたしております。

理事者の皆様におかれましては、本市の特性を生かし、個性豊かな活力ある地域づくりを積極的に進めていただきたいとお願い申し上げます。

最後に、議会を見守ってくださった多くの市民、そして報道関係者の皆さん、心から感謝を申し上げます。平成23年第1回黒石市議会定例会の閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

これにて平成23年第1回黒石市議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年3月15日

黒石市議会議長 齋藤直文

黒石市議会副議長 佐々木 隆

黒石市議会議員 工藤和子

黒石市議会議員 中田博文